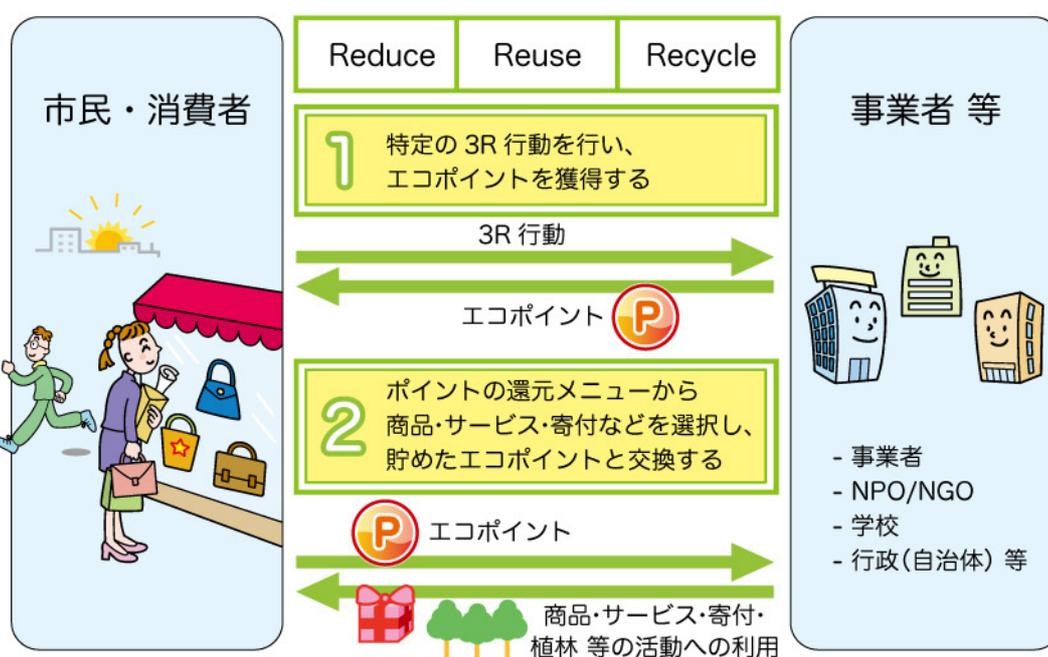


第1章 3Rエコポイントシステムの概要

1-1 3Rエコポイントシステムとは

このガイドラインにおいて、3Rエコポイントシステムは、「リデュース（Reduce：発生抑制）」・「リユース（Reuse：再使用）」・「リサイクル（Recycle：再生利用）」に関する特定の環境配慮行動（以下「3R 行動」とします）を促進するため、当該行動を実施した市民・消費者に、行動の内容に応じたポイントを付与するとともに、獲得したポイントを商品やサービスと交換するための仕組み・制度全般を指します。



図表 1. 市民・消費者視点での 3R エコポイントシステム

3R エコポイントシステムには、以下の4つの機能があります。

- ① 身近な 3R 行動として、市民・消費者が何を行えるかを具体的に明らかにする、3R 行動の効果が明らかになる「見える化」機能
- ② ポイントをインセンティブとすることで、市民・消費者の新たな 3R 行動を「促進・浸透」させると共に、既存の 3R の取組を将来にわたり「持続」させる機能
- ③ 貯めたポイントの交換対象の商品・サービスとして、3R 行動に関わる品目（環境配慮型の物品や環境活動への寄付等）を選択した場合には、3R を更に「追加促進」する機能
- ④ ポイント付与や還元・利用を通じた環境貢献・社会還元・PR 効果や集客、地域振興効果のほか、経営や処理コスト削減などの「3R とそれ以外の事業活動ないしは社会活動との協調・相乗効果の発現」機能

3R エコポイントシステムは、上記の4つの機能にて、事業者、NPO/NGO、行政（自治体）、市民・消費者等の関係者間の連携を推進し、市民・消費者による3R行動を促進して循環型社会の構築に貢献し、更には地域活性化等の社会還元に寄与することを主目的としています。

3R エコポイントシステムがどのような主体・仕組みによって構成されるかについては、「1-4 3R エコポイントシステムの全体像」（☞10 ページ）の中で解説しています。

1-2 3R 行動とは

3R 行動とは循環型社会の形成に寄与する行動であり、大きく「リデュース」・「リユース」・「リサイクル」の3つに分類されます。買い物でのリデュース、リユースに関する取組やリサイクル製品の購入のみならず、分別活動や製品の長期利用等の家庭内での取組など、日常生活のあらゆるところで広く想定されます。

一般的な 3R 行動としては以下のような行動があげられます。

3Rの分類	概要	市民・消費者が行う3R行動例
リデュース (発生抑制)	ごみの排出量や天然資源の消費量を減らすこと	・使い捨て製品の自粛 ・簡易包装製品の選択 ・食べ残しの抑制
リユース (再使用)	使えるものを繰り返し使うこと	・中古品の購入・利用 ・リターナブル容器の再使用 ・フリーマーケットでの提供
リサイクル (再生利用)	再使用できないものを原材料として利用すること	・容器包装の回収協力 ・生ごみ・廃食油の回収協力 ・リサイクル製品の購入

図表 2. 一般的な 3R 行動

図表 2 で示した行動のほかに、以下の行動のように「リデュース」・「リユース」・「リサイクル」には直接結びつかなくても、実施することで間接的に循環型社会の構築に貢献する行動もあります。

- 空き缶のポイ捨てや不法投棄の通報
- 生ごみの水切り・乾燥
- 環境に配慮した商品の購入
- 環境家計簿の記録 等

1-3 3R エコポイントシステムに適合する 3R 行動とは

1-2 にあげた「リデュース」・「リユース」・「リサイクル」に関する環境配慮行動のうち、本ガイドラインにおいては、①環境負荷の低減になんらかの効果が明確にあり、ポイント付与により行動が促進され得るものであって、②ポイントを付与する側の組織から市民・消費者による当該行動の実績を客観的に確認できるものを対象とすることとしています。

ただし、環境リバウンド（環境負荷低減のためにとった行動のために別の行動をしなければならなくなり、その別の行動によって副次的な環境負荷を発生させてしまうこと）が想定される 3R 行動や、実施する手間に対して環境負荷低減効果が非常に少ない 3R 行動については、なるべく対象外とすることが望ましいと言えます。

3R エコポイントシステムに適合する “3R 行動”

- 環境負荷の低減になんらかの効果が明確にあり、ポイント付与により行動が促進され得る行動
- ポイントを付与する組織から、3R 行動が実際に行われたこと（実績）が客観的に確認できる行動

また、環境学習会やイベントへの参加、環境に配慮した商品の購入等、上記のように環境負荷の低減に直接的な効果がなくとも、今後の環境配慮行動につながる性質を持つ行動があります。それらの行動による環境負荷低減効果の度合いを明確にすることは困難ですが、多くの市民・消費者が参加しやすいよう、それらの行動を対象に含めて、3R エコポイントシステムに参加する“入口”を広くする方法も有効です。

3R エコポイントシステムに適合する具体的な 3R 行動として、以下の一覧に記載の行動があげられます。これらの 3R 行動は、既存の取組でポイントが付与された実績がある行動の一例です。他の取組内容を参考にしながら、地域の特性や課題にあったポイント付与対象の 3R 行動を検討しましょう。

3Rの分類	行動	説明
リデュース (発生抑制)	レジ袋の辞退	商品購入時にレジ袋を辞退してマイバッグを使用する。
	クリーニングバッグの辞退	クリーニングの受取時包装を辞退してマイバッグを使用する。
	物品包装の辞退	不要な物品包装を辞退したり、簡易包装にしてもらう。
	量り売り商品の購入	ペットボトル等の容器入りの商品ではなく、容器を持参して量り売りの商品を購入する。
	詰め替え用商品の購入	洗剤ボトル等の容器入りの商品ではなく、詰め替え用商品を購入する。
	マイ箸の使用	外食時に割り箸ではなくマイ箸を使用する。
	マイ容器の使用	購入時に食品トレーや個別包装等を断り、持参したマイ容器に入れてもらう。
	食事は残さず全部食べる 残した食事を持ち帰る	レストランで食べきれない量の料理を注文し、残さずに全部食べる。 残した食事はドギーバッグを使用して持ち帰る。
	くつ・かばん・電化製品・スポーツ用品の修理	故障した製品を買い換えずに修理して長く使う。
リユース (再使用)	古着の購入	新品の衣類ではなく古着を購入する。
	古本の購入	新品の本ではなく古本を購入する。
	リターナブルびん入り商品の購入	使い捨て用のびんに入った商品ではなく、再使用できるリターナブルびんに入った商品を購入する。
	商品購入時のレジ袋の再使用	商品購入時に新しくレジ袋はもらわずに、以前もらったレジ袋を何度も再使用する。
	使用済みビニール傘のレンタルサービスの利用	急な雨でビニール傘を購入するのではなく、ビニール傘のレンタルサービスを利用する。
	クリーニング店へハンガーの返却	クリーニング店でもらえるハンガーがあまったら返却する。
	衣料品の資源回収への協力 (古着とする)	着なくなった衣料品は資源回収に出す。
	リターナブルびんの分別排出	リターナブルびんの再使用を考えて分別排出する。
	本の寄贈	読み終わった本を捨てずに寄贈する。
リサイクル (再生利用)	衣料品の資源回収への協力 (材料をリサイクル)	着なくなった衣料品をリサイクル資源回収に出す。
	空き缶・ペットボトルの分別排出	空き缶やペットボトルを地域で定められた分別方法で排出する。
	古紙の資源回収への協力	新聞などの古紙を捨てずに資源回収に出す。
	生ごみを回収施設へ持参 (堆肥化するため)	家庭用生ごみを回収施設へ持参して堆肥にしてもらう。
	堆肥化された生ごみを回収施設へ持参	家庭用の生ごみ処理機で作った堆肥を回収してもらう。
	使用済み天ぷら油を回収施設へ持参	使用済み天ぷら油を回収施設へ持参することで、バイオディーゼル燃料や石けん等にリサイクルしてもらう。

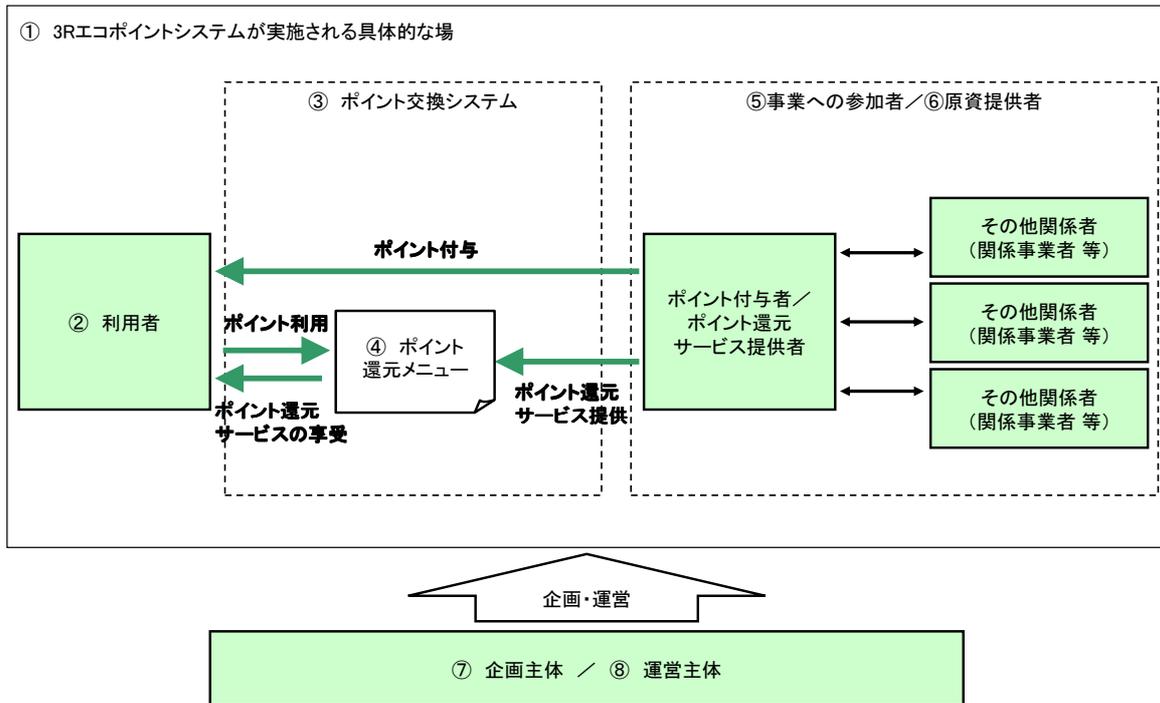
図表 3-1. ポイント付与実績がある 3R 行動の例

3Rの分類	行動	説明
他の環境行動	公共交通機関・レンタサイクルの利用	自家用車の代わりに公共交通機関を使用したり、タクシーやレンタカーの代わりに自転車を使用することで、CO2の発生抑制につながる。
	地産地消	地域で生産した商品を購入することで、遠方からの輸送時のCO2の発生抑制につながる。
	環境ラベルがついた商品を購入	環境に配慮した原材料・方法で生産された商品を選ぶことで循環型社会作りに貢献できる。
	省エネ関連設備機器の購入	省エネ関連設備機器を使用することで消費エネルギー量を削減できる。
	電気式生ごみ処理機購入 生ごみ堆肥化容器購入	家庭で生ごみを堆肥化することで、生ごみの減量化ができる。
	不法投棄撤去活動への参加	不法投棄撤去の活動に参加することで、有害物質の流出・拡散の防止や、不法投棄の抑制に貢献できる。
	講演・イベント・環境学習の企画・運営・参加	環境問題に対する取り組みを知ることや知識を深めることで、環境問題への意識が向上し、環境に配慮した行動を心掛ける。
	エコ宣言をする	
	環境に関する資格の取得	
	ワットアワーメーター（電化製品の電気使用量測定器）のレンタル	エネルギー消費量やCO2排出量を知ることによって省エネ意識が向上し、省エネに配慮した行動を心掛ける。
	省エネ実績の報告（電気・ガス・水道等）	
	環境家計簿の記録・報告	

図表 3-2. ポイント付与実績がある 3R 行動の例

1-4 3R エコポイントシステムの全体像

3R エコポイントシステムは、以下の主体（②・⑤～⑧）と仕組み（①・③・④）によって構成されます。①～⑧のそれぞれの役割・内容等について、以下に解説します。



図表 4. 「3R エコポイントシステム」の構成

① 3R エコポイントシステムが実施される具体的な場

3R 行動が行われ、ポイントが付与・交換される主たる場所としては、人々が日常生活の中で集まることが多い商店街、地域、店舗、学校等が想定されます。

② (3R エコポイントシステムの) 利用者

3R 行動を行い、ポイントを獲得・利用する市民・消費者が想定されます。

③ ポイント交換システム

ポイント交換システムには、ポイント交換の仕組みとポイントを記録する媒体（ポイントカード）が含まれます。ポイント交換の仕組みを導入するにあたり、新規にシステムを構築する方法、他の既存のシステムを拡充・変更する方法、既存のシステムと連携する方法が想定されます。

④ ポイント還元メニュー

ポイント還元メニューとは、市民・消費者が貯めたポイントを使って交換できるものです。メニューは、物品・商品・金銭等のインセンティブだけでなく、他のポイントシステムと連携するもの、3Rを推進する団体・活動への寄付などの社会貢献に寄与するもの等、幅広いものが想定されます。

⑤ 事業への参加者

3Rエコポイント事業への参加者として、行政（自治体）、事業者、NPO/NGO、学校、市民などが想定されます。事業への参加者は、3Rエコポイントシステムが実施される具体的な場で直接利用者と接する事業者等だけでなく、その他後援・賛助等を行う関係者・関連事業者を含みます。

⑥ （ポイントの）原資提供者

市民・消費者に付与するポイントの原資提供者は、上記の3Rエコポイント事業への参加者のうち、3R行動が行われることによる事業効果や環境効果の受益者であることが望ましい体制のあり方です。具体的には、事業者（1社又は複数社（商店街等を含む））や自治体であることが想定されます。

⑦ （3Rエコポイントシステムの）企画主体

事業の発案や事業化の検討等、企画段階で中心的な役割を担う主体として、事業者、NPO/NGO、行政（自治体）、地域協議会などが想定されます。

⑧ （3Rエコポイントシステムの）運営主体

3Rエコポイント事業実施の際の運営を担う主体を指します。前述の企画主体が行う方法、NPO/NGOや企業に運営を委託する方法、又は新たに運営主体を構築する方法が想定されます。

構築したい3Rエコポイント事業の目的や事業の予算等に応じて、ポイント交換システムの実現方法、ポイント還元メニューの内容、各主体の役割を担う組織等が変わります。また、商店街で取り組む場合、自治体で取り組む場合、全県規模のシステムを作る場合等、その規模に応じた取組方法があります。